

令和 7 年 9 月 29 日

第 5 回電子処方箋推進会議

資 料 1

電子処方箋の普及・活用拡大に向けた対応状況

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋サービス推進室

本日の内容

1. 電子処方箋の普及と活用状況
2. 第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにて提示した「電子処方箋の新目標」と「今後の対応方針」
3. 「今後の対応方針」の取組状況
 - 1 安全に運用できる仕組み・環境の整備
 - 2 導入・利用促進策
 - 3 周知広報の強化
 - 4 効果検証

本日の内容

1. 電子処方箋の普及と活用状況

2. 第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにて提示した「電子処方箋の新目標」と「今後の対応方針」

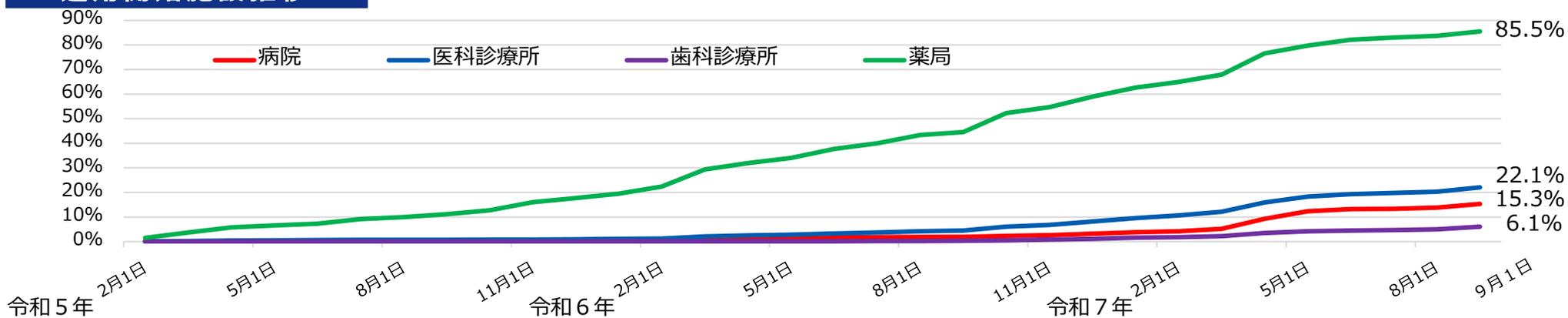
3. 「今後の対応方針」の取組状況

- 1 安全に運用できる仕組み・環境の整備
- 2 導入・利用促進策
- 3 周知広報の強化
- 4 効果検証

1. 電子処方箋の普及と活用状況

- 令和7年9月21日現在、全国のオンライン資格確認システム導入施設数213,301施設のうち、118,674施設（40.8%）が電子処方箋の利用申請済であり、75,332施設（35.3%）が運用開始済である。うち、医科医療機関（病院・医科診療所）においては19,646施設（21.5%）が電子処方箋の運用開始済となっている。

運用開始施設推移



令和7年9月21日時点

※ () は令和7年1月5日時点の数値

	施設数			施設割合	
	オンライン資格確認システム導入済	電子処方箋利用申請済	電子処方箋運用開始済	電子処方箋利用申請済	電子処方箋運用開始済
病院	7,972 (7,955)	2,961 (2,136)	1,222 (306)	37.1% (26.7%)	15.3% (3.8%)
医科診療所	83,467 (82,654)	40,746 (32,748)	18,424 (7,935)	48.8% (39.6%)	22.1% (9.6%)
歯科診療所	61,070 (61,016)	18,443 (14,923)	3,708 (973)	30.2% (24.5%)	6.1% (1.6%)
薬局	60,792 (60,382)	56,524 (49,680)	51,978 (37,833)	93.0% (82.3%)	85.5% (62.7%)

※1 利用申請済施設は、医療機関等向け総合ポータルサイトで、電子処方箋の利用規約に同意し、利用申請を行った施設をいう

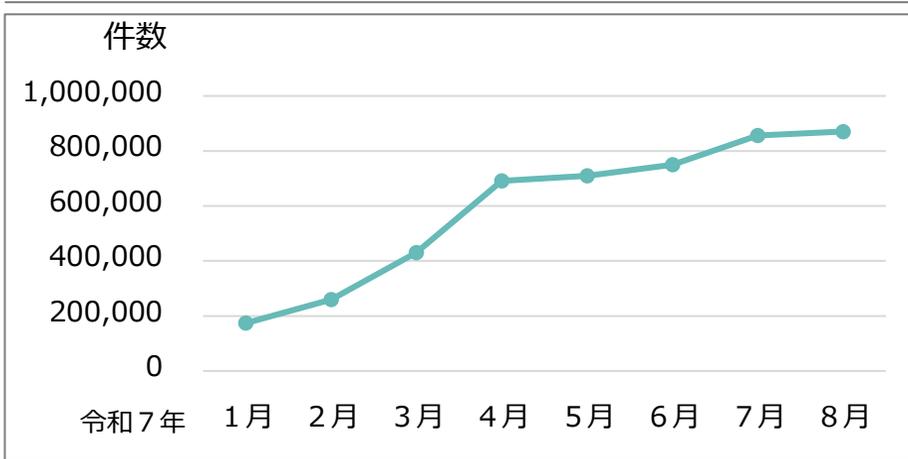
※2 運用開始済施設は、電子処方箋の発行又は電子処方箋に基づく調剤が可能となる日（運用開始日）を医療機関等向け総合ポータルサイトで入力した施設であって、当該運用開始日が経過している施設をいう

※3 施設割合は、上記の施設をオンライン資格確認導入施設数で除したものをいう

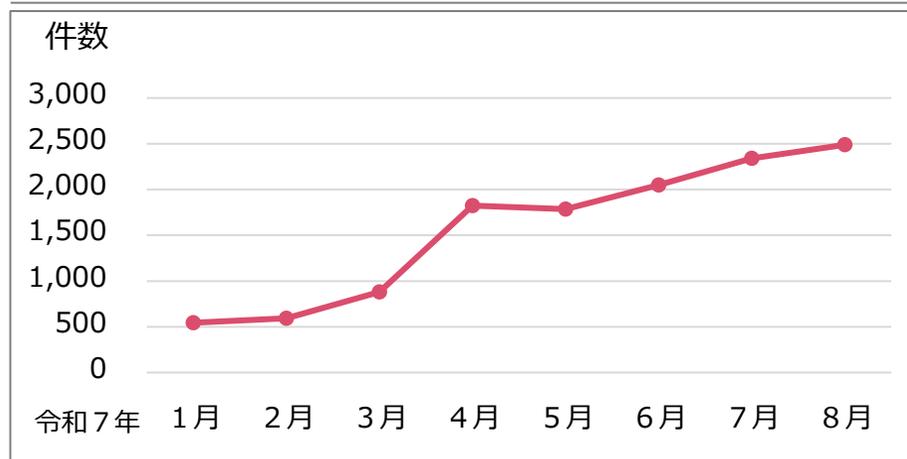
1. 電子処方箋の普及と活用状況

- 令和7年8月の処方情報登録は936万件、調剤結果登録は5,515万件、重複投薬アラートは917万件、併用禁忌アラートは1.4万件発生し、直近も増加傾向にあり、処方・調剤にあたり重複投薬や併用禁忌のリスクの防止に繋がっている。

重複投薬アラート発生件数

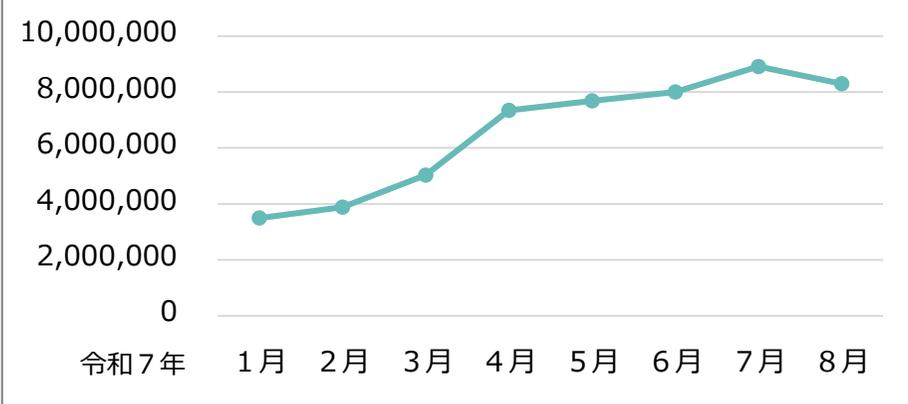


併用禁忌アラート発生件数

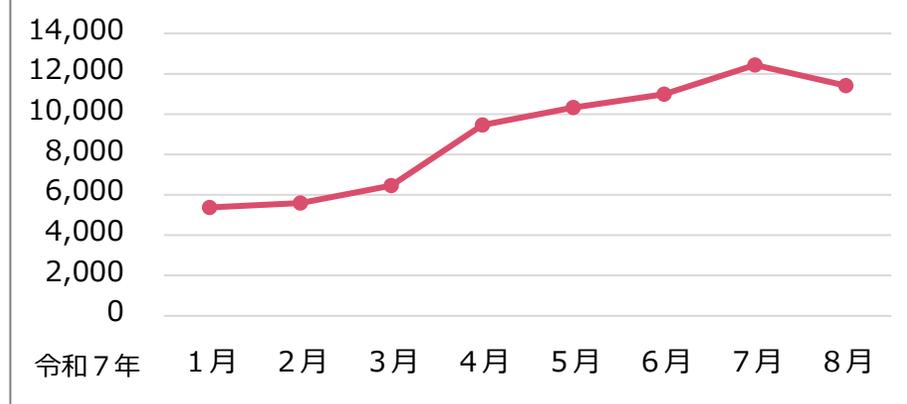


医療機関

件数



件数



薬局

本日の内容

1. 電子処方箋の普及と活用状況

2. 第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにて提示した「電子処方箋の新目標」と「今後の対応方針」

3. 「今後の対応方針」の取組状況

- 1 安全に運用できる仕組み・環境の整備
- 2 導入・利用促進策
- 3 周知広報の強化
- 4 効果検証

2. 電子処方箋に関する新たな目標設定

- 電子処方箋については、令和7年7月時点で、薬局の8割超に導入、利用申請は9割を超えていることから、今夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込まれる。一方で、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- **調剤結果登録率も全処方箋の約8割に達し**、8月には電子処方箋管理サービスの改修（医薬品のダミーコードを受け付けない）も完了し、今夏以降、**薬局において電子処方箋システムの利用も一般的になり、直近の薬剤情報の活用による医療安全が確保**されつつあるが、電子処方箋の意義を発揮し、更なる医療安全を確保するためにも、**調剤結果登録の更なる充実及び医療機関への導入は課題**である。
- **医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要**である。電子カルテが既に導入されていたとしても、改修費用が一定かかることから、医療機関に過度な負担が生じないように、電子カルテの更新期間（5～7年）の希望するタイミングで、電子カルテ情報共有サービスへの対応とともに一体的に導入を促すことが肝要である。

電子処方箋の新目標

更なる医療安全を確保するため、電子処方箋については、

- ・ 保険制度下における処方箋について、速やかに概ねすべての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、
- ・ 患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す

医療機関への導入方針

【電子カルテを導入済の医療機関】 電子カルテを更改するタイミング等で、電子カルテ情報共有サービスへの対応とともに一体的に導入を促進

※ 既に電子カルテ情報共有サービスに対応している医療機関に対しては電子処方箋単独の導入を促進

【電子カルテを未導入の医療機関】 電子処方箋機能を実装する標準型電子カルテの導入もしくは電子カルテ情報共有サービスに対応したクラウド型電子カルテとの一体的な導入を促進

※ 医科医療機関を想定。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※ 上記については、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）における「全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や電子処方箋の利用拡大（中略）これらの取組に加えて、必要に応じて医療DX工程表の見直しを検討する」に基づき対応していく

2. 今後の対応方針

電子処方箋については、今夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込まれ、今夏以降、薬局においては電子処方箋システムの利用も一般的になる。新たな目標を踏まえ、電子処方箋の意義を発揮し、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を引き続き整備するとともに、導入阻害要因の解消に向け、新たな導入・利用促進策、周知広報の強化、効果検証等を実施する。

安全に運用できる仕組み・環境の整備

- **令和7年8月に電子処方箋管理サービスの改修（医薬品のダミーコードを受け付けない）を完了。**その他医薬品コードに関するシステム上の措置も同月までに実施完了。必要な改修については、医療現場への負担が可能な限り生じないように、速やかに実施
- **医薬品コードの整備、マスタの一元管理を進める**
- 医療従事者等に向けたコードやマスタ等に関するわかりやすい周知の実施

新たな導入・利用促進策の方針

- **保険制度下における医療用医薬品の薬剤情報取得は電子処方箋システムの活用を原則としていく**
- 医療機関については、**医療機関の実情を踏まえた、患者の医療情報を共有するための電子カルテ等との一体的な導入を進める**とともに、地域の医療ニーズに合わせた医療DXの推進を進める
- **電子処方箋の導入状況や医療機関の実情等を踏まえ、財政支援のあり方について検討**
- **ダミーコードに関する電子処方箋管理サービスの改修・医薬品コードの整備により、導入済医療機関で安全に電子処方箋が発行できる環境を構築する**とともに、利用者のUX向上に資するよう運用を改善
- 電子処方箋の運用に必要な**電子署名システムに関し、安定的な運用基盤の整備の検討**を進める
- ベンダーに対し、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスへの対応並びに医薬品コード等への適切な対応を要請する

周知広報の強化

- 令和7年9月以降、国民・医療従事者向けに、電子処方箋を含む医療DXのメリット・医療機関薬局間連携を含む臨床活用事例等について周知広報を強化し、**国民理解を醸成**する。
- 院内処方においても電子処方箋で得られるメリットや負担のない運用等について、プレ運用の検証も踏まえながら適切な周知を実施
- 日本災害医学会等の関連学会と協力し、臨床における電子処方箋の活用事例等を周知

効果検証

- **未導入医療機関の導入阻害要因を継続的に分析するため、定期的にフォローアップを実施**
- 導入済医療機関・薬局における利活用状況や効果等の調査。今夏概ねすべての薬局に導入されることが見込まれることを踏まえ、**令和8年に既に導入された医療機関・薬局における利活用状況や効果等を提示** 8

2. 医薬品コードについて

現状と課題

- 医薬品コードは、卸業者と医療機関との間等での受発注や、医療現場での処置・投薬等、様々な場面で、様々なコードが活用されている。特に、医療機関や薬局までの物流段階と、納入以降の段階で活用されているコードが大きく異なり、容易には変換できないため、医療従事者の作業負担になっているとの意見もある。
- また、各コードの関係性が整理されていないことや、関係者が必要とするタイミングで付番されていない場合もあること等から、各システムベンダーや医療機関・薬局などにおいて、独自マスタの整備や独自コード（ハウスコード・ダミーコード）の設定等を行う必要が生じ、結果として、トラブルの発生や費用・時間の増大につながっていると考えられる。

これらの観点から、主要な医薬品コードの関係性を医薬品マスタとして整理し、国が責任を持ってマスタ情報の維持管理を行う必要がある。（コードに意味が含まれている場合があるため、統一的な医薬品コードを新設することは困難）

R8年度

令和6年12月に生じた電子処方箋トラブルの再発リスクを低減するとともに、システムベンダーや医療機関のシステム担当者の負担を軽減するために、厚生労働省は必要な関係者調整等を行い、令和8年度から、

- ・ 医薬品コードの関係性（YJコード・レセ電コード・一般名コードの対応関係）を明らかにする。
（具体的には、電子処方箋管理サービス内で使用している医薬品マスタを公開※1する。）

※1 関係者（関係企業、社会保険診療報酬支払基金、PMDA等）を入れた検討の場を速やかに設け、管理・公開方法等の運用方針について令和7年度中に決定する。

- ・ コードの早期付番や一般名コードの整備を進める。

<残課題> ワクチン等の保険適用外の医薬品に関する情報や物流分野のキーコードの情報について整備等が不十分

対応

R10年度

令和10年度当初を目途にワクチン等を含む医療用医薬品の流通分野のキーコード（GS1コード）とYJコードを含む公的なデータベース※2を公開し、維持管理する。 ※2 PMDA等への設置を検討。

➡ 物流分野のキーコードも整備されるため、医薬品のトレーサビリティが強化されるとともに、医療機関の在庫管理等の作業負担を軽減できる。また、医療情報の二次利用の促進にも資する。



本日の内容

1. 電子処方箋の普及と活用状況

2. 第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにて提示した「電子処方箋の新目標」と「今後の対応方針」

3. 「今後の対応方針」の取組状況

- 1 安全に運用できる仕組み・環境の整備
- 2 導入・利用促進策
- 3 周知広報の強化
- 4 効果検証

3.1 安全に運用できる仕組み・環境の整備 医薬品等マスタの設定等にかかる点検

医薬品等マスタへの対応状況

- 令和7年8月28日に電子処方箋管理サービスにダミーコードを用いた医薬品・特定器材の登録ができない改修を実施し、ダミーコードに起因する医薬品誤表示を防止した。

※p13、14に本件含めた、その他の対応も記載。

ハウスコード問題とその対応

- 一方、医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いるコード（YJコード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。）との設定不備に起因する事象は、電子処方箋管理サービス側のシステム改修では防止不能であり、医療機関・薬局の個別点検が引き続き必要となる。
- 以上を受け、点検を終了していない医療機関・薬局に対し、点検が難しい理由など要因調査を実施し、今後も継続して確認する。また、電子処方箋の運用開始済み、かつ、令和6年12月から実施している厚生労働省への点検報告を未完了の医療機関・薬局に対し、点検をお願いするチェックリストや解説資料などを含む資料を郵送する。
- その他、医療機関・薬局へ架電、p15に記載の「医療機関・薬局向け 処方・調剤情報の閲覧テスト 実施手順書」の用意等も含め、継続して点検に対応いただけるよう取り組む。その上で原則年末を目処※に、点検未報告の医療機関・薬局については、電子処方箋管理サービスへの接続を一時停止をする。

※ 一時停止を実施する時期については点検報告の状況を踏まえての変更もありうる。また、電子処方箋の利用を一時停止されたとしても、点検完了後に厚生労働省に報告を行った上、再度、利用申請していただくことにより、新規利用申請時と同様に利用が可能となる。

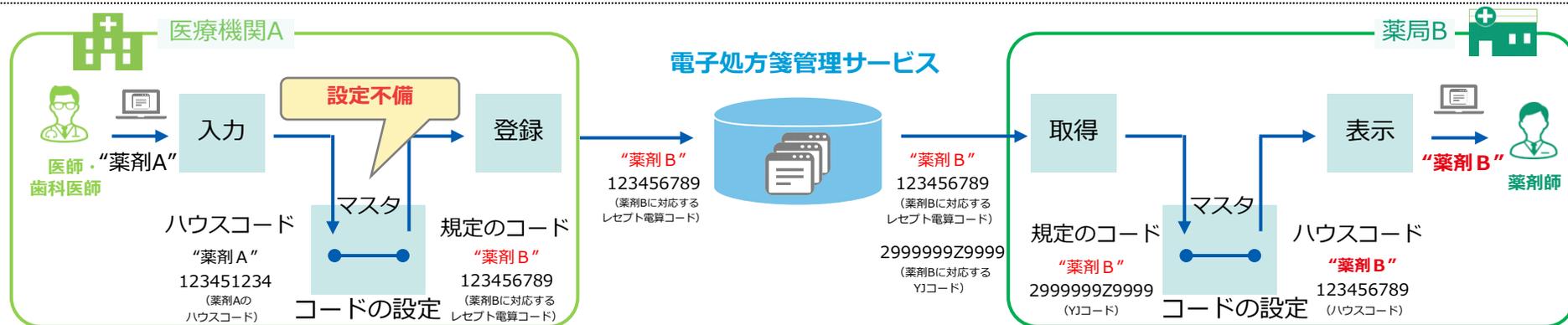
3.1 安全に運用できる仕組み・環境の整備

【参考】ハウスコードと設定不備のイメージ

【ケース1】医療機関の設定するマスタに不備があった場合

医療機関Aにおいて、引換番号付きの紙の処方箋でピオグリタゾン（下図で薬剤A）を処方したつもりだが、電子処方箋管理サービスに登録された情報を確認すると、カルボシステイン（下図で薬剤B）になっていた。医療機関システム内のマスタの設定を確認したところ、マスタの設定不備があったことに気づいた。

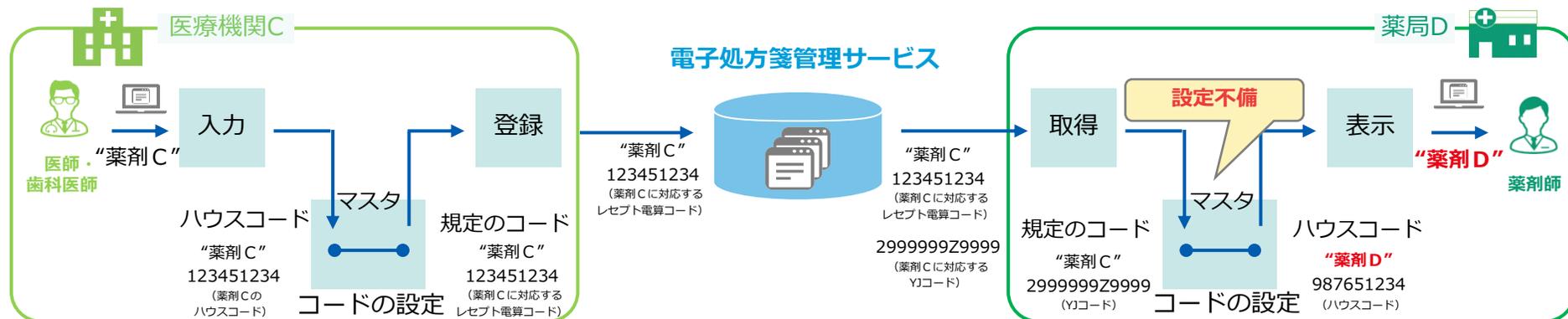
（注）過去起きた実際の事例を元にした、イメージです。



【ケース2】薬局の設定するマスタに不備があった場合

医療機関Cにおいて、アセトアミノフェン錠200mg（下図で薬剤C）を引換番号付きの紙処方箋で発行した。薬局Dにおいて、引換番号に基づき処方情報を取得したところ、アセトアミノフェン錠100mg（下図で薬剤D）が表示された。疑問に思って、紙の処方箋（原本）や処方情報中のテキスト情報を確認したところ、アセトアミノフェン錠200mgが記録されており、薬局システム内のマスタの設定不備があったことに気づいた。

（注）過去起きた実際の事例を元にした、イメージです。



3.1 安全に運用できる仕組み・環境の整備 電子処方箋システム一斉点検を踏まえた改善対応事項

- 令和5年1月から運用している電子処方箋について、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例などが報告されたことを踏まえ、一時的に医療機関からの電子処方箋の発行を停止した。医療機関への厚生労働省の周知に対する確認を終え、かつ、システムベンダーへの厚生労働省の周知に対する確認も全て終え、順次再開。再開後、電子処方箋管理サービスにおける改修を含む下記の防止策を実施。

対応	実施内容	対応時期
① 医薬品のマスタの設定等の点検・報告	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関・薬局・システムベンダーに対し、医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて確認の上、厚生労働省への点検報告・電子処方箋の適切な運用の実施 上記に関する対応について、厚生労働省等はモニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を実施 	令和6年12月以降 継続的に実施
② 医療DX推進体制整備加算における対応	<ul style="list-style-type: none"> 医療DX推進体制整備加算の算定にあたり、電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制として、電子処方箋システムにおける医薬品のマスタの設定等について点検を完了し報告を行う必要がある旨、疑義解釈通知を发出 	令和7年4月より対応
③ 一般名コードに係る対応	<ul style="list-style-type: none"> 一般名処方加算の対象から外れると厚生労働省が公開している一般名処方マスタから削除されるが、それ以降も同じ一般名で一般名処方する際にダミーコードの利用が生じたことから、削除された一般名コードも電子処方箋管理サービスにおいて使用できるようシステム上の措置を実施 	令和7年5月に対応
④ YJコード・レセプト電算コードの廃止年月日の処理	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の販売終了等によりYJコードが廃止されると、YJコード・レセプト電算コードが共に使用できなくなっていたが、レセプト電算コードが医薬品マスタ上、有効となっている間は電子処方箋管理サービス内でも使用できるよう措置を実施 	令和7年8月に対応
⑤ ダミーコードに係る対応	<ul style="list-style-type: none"> システム上の防止措置を強化し、医療安全を確保する観点から、電子処方箋管理サービスにおいて医薬品のダミーコードを受け付けられない状態に変更する。併せて、特定器材コードについても同様の対応を実施 ※ 医薬品にダミーコードが含まれる場合に医薬品コードの是正を行うことができるように、医療機関・薬局システムでのエラーメッセージについては、厚生労働省・実施機関よりシステム事業者に対して改善対応依頼を行う。 	令和7年8月に対応

3.1 安全に運用できる仕組み・環境の整備 電子処方箋システム一斉点検を踏まえた改善対応事項

- 医薬品コードの関係性が整理されていないことや、関係者が必要とするタイミングで付番されていない場合もあること等から、各システムベンダーや医療機関・薬局などにおいて、独自マスタの整備や独自コード（ハウスコード・ダミーコード）の設定等を行う必要が生じ、結果として、トラブルの発生や費用・時間の増大につながっていると考えられる。
- 令和7年7月1日開催の第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにて、主要な医薬品コードの関係性を医薬品マスタとして整理し、国が責任を持ってマスタ情報の維持管理を行うことを公表した。

上記対応の電子処方箋管理サービスとしての関連事項は以下のとおり

・電子処方箋管理サービスで利用している対応表の公開

電子処方箋管理サービスで利用している医薬品コード（YJコード、レセプト電算コード、一般名コード）の対応表を公開する方向で関係者と調整。

・一般名処方加算の対象によらない一般名コードの充足

過去に一般名処方加算の対象であったものを電子処方箋管理サービスに登録できる対応だけでなく、医療機関におけるニーズを踏まえ、加算対象外の医薬品についても一般名コードで登録できるように一般名コードの整備を行う方向で調整。

(注) 現在、医療機関・薬局で用いられている支払基金が公開している医薬品のレセプト電算処理マスタにおいても、加算対象か否かのフラグとともに、充足させた一般名コードを追加することも考えられる。

・医療機関、薬局で早期に利用できるようにコードの早期付番

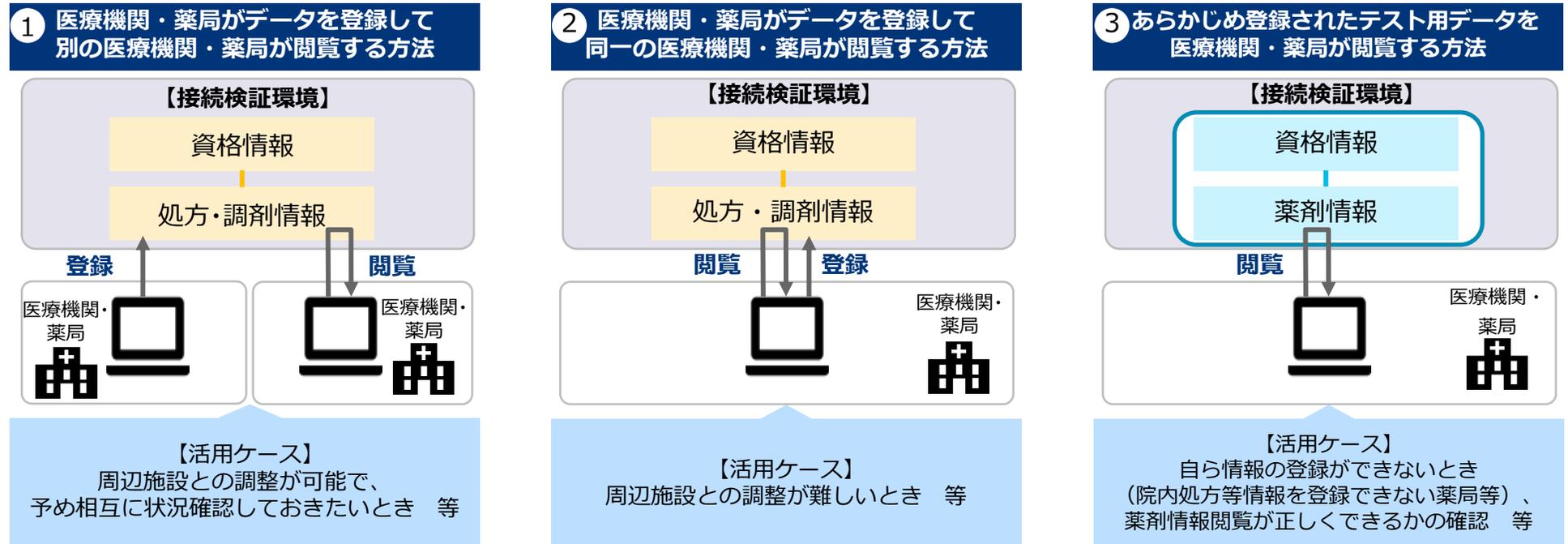
医薬品コードの付番は、薬価基準が告示されてからの付番となるが、付番されてから医療機関・薬局システムへの反映までには時間差があるため、医療機関・薬局システムに早期に反映できるように、医薬品コード付番時期の前倒しを各コードの関係者と調整。

3.1 安全に運用できる仕組み・環境の整備 接続検証環境（テスト環境）を活用した処方・調剤情報の閲覧テスト

- 実患者データを用いた電子処方箋の運用開始前に活用できる接続検証環境を用意している。
- 処方情報や調剤結果の登録※1や接続検証環境に登録された処方情報や調剤結果の薬剤情報閲覧等が可能で、下記①～③の方法を用意。例えば、医療機関・薬局の処方情報・調剤結果の登録をした内容を閲覧することで、意図した情報が接続検証環境に適切に登録されているかの確認が可能。
- 一方、接続検証環境の利用はこれまでシステムベンダーが主であり、医療機関・薬局の利用数が少なかったことから、今般、「医療機関・薬局向け 処方・調剤情報の閲覧テスト 実施手順書」※2を作成し、令和7年9月5日に公開・周知した。

※1 変更・削除も可能。

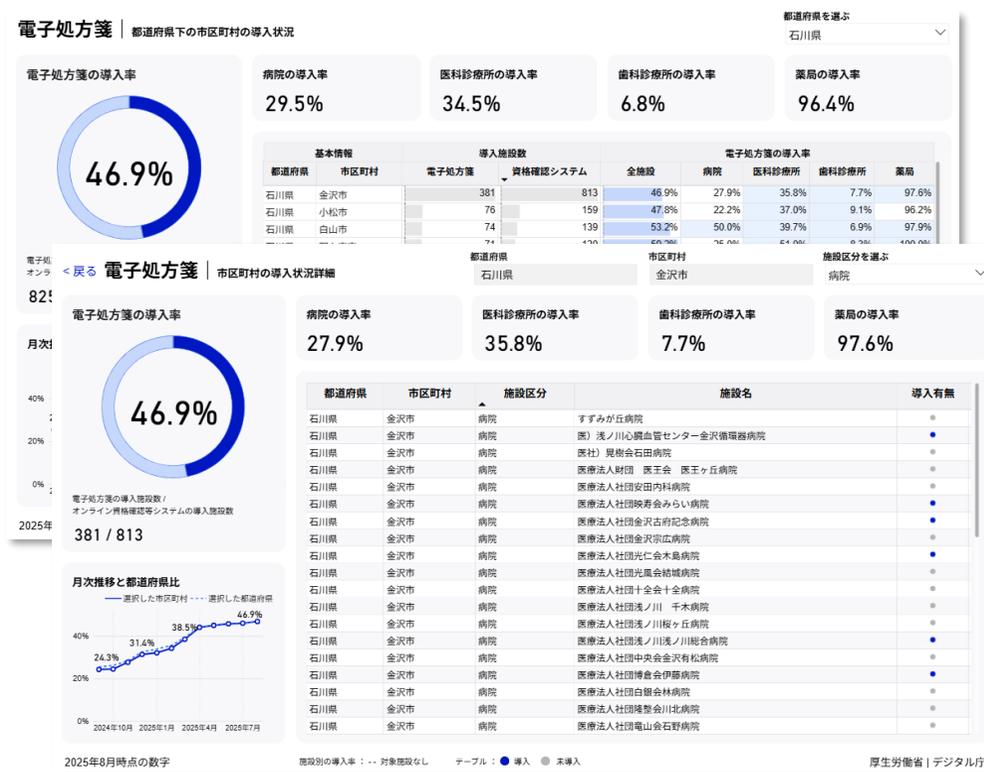
※2 https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=75fc9f5593c032147fa07cddfaba106b



3.2 導入・利用促進策の状況

電子処方箋の導入状況に関するダッシュボードの機能追加

- デジタル庁で公表されているダッシュボードは、政策に関する進捗等の情報を可視化し、一元的に表示・閲覧できるツールである。電子処方箋においては地域別の普及状況を可視化することで、電子処方箋の普及促進に繋がり、また、国民理解を獲得していくためのツール等になっている。
- ダッシュボードのさらなる活用を促すべく、令和7年9月26日より以下2つを新たに整備した。
 - ✓ 電子処方箋の活用状況に関する指標として、重複投薬・併用禁忌アラートとその数値に関連する重複投薬等チェック実行件数、調剤結果登録状況を追加。
 - ✓ さらなる地域間の普及促進として、市区町村単位の導入状況や市区町村単位の導入施設状況を追加。



3.2 導入・利用促進策の状況

令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助

- 令和7年10月以降の医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋の導入補助について、**補助対象とする導入期限を令和8年9月まで延長**した上で、令和7年10月以降に導入した施設に対しても補助を実施する。また、補助対象の機能について、従来の院外処方機能に加えて**院内処方機能も補助対象に追加***する。
 - **令和8年10月以降の補助の取扱いについては、令和8年夏までにとりまとめられる電子カルテ/共有サービスの普及計画を踏まえて、電子処方箋と電子カルテ/共有サービスが一体的に導入が進むよう、改めて補助の取扱いを検討する。ただし、薬局については、現時点において概ねすべての薬局に導入されることが見込まれていることから、補助対象とする導入期限としては令和8年9月までの延長を最後**とし、未導入薬局に対しては導入期限までの導入を促すこととする。
- ※ 院内処方情報を電子処方箋管理サービスへ登録する際に、電子署名を求めているため、電子署名に必要なHPKIカードの保有等は必ずしも必要ない。補助事業においても電子署名を必要としない施設は、HPKIカードの保有等は求めない。

令和7年9月まで	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
院外処方機能 (基本機能)	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助
院外処方機能 (基本機能+追加機能)	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助
令和7年10月以降	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
院外処方機能 (基本機能+追加機能)	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助
院外処方機能+院内処方機能 (基本機能+追加機能+院内処方機能)	247.7万円を上限に補助 ※事業額の743.2万円を 上限に、その1/3を補助	169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円を 上限に、その1/3を補助	35.9万円を上限に補助 ※事業額の71.7万円を 上限に、その1/2を補助	15.1万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/4を補助	30.2万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/2を補助

【大規模病院】病床数が200床以上の病院 【大型チェーン薬局】グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局

【追加機能】リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索

3.2 導入・利用促進策の状況 小規模・個人薬局の普及等に向けた対応

- 薬局における電子処方箋管理サービスの運用開始率は約86%であるが、電子処方箋の利用申請済の薬局まで含めると約93%に昇る。他方で、患者のリスク回避、医療機関・薬局の効率化に繋げていくためには、特に利用申請数が低い小規模・個人薬局の運用開始や調剤結果登録の他、医療機関の運用開始、処方情報登録を進めて行くことが重要。
- 薬局の現状を鑑み、認知・理解向上による電子処方箋運用開始の促進を目的として、メリットや準備作業等を整理した「スターターキット」を作成し、直接郵送による周知を予定。
- 今後も引き続き、医療機関及び薬局に対する電子処方箋のフォローアップ調査の実施によって阻害要因等を特定し、上記促進に継続して取り組む。

2025年9月21日現在の薬局規模別の状況				
店舗数	電子処方箋			総薬局数
	未導入	利用申請済	運用開始済	
300以上	241	99%	98%	11,217
299~100	284	97%	94%	4,413
99~30	332	97%	94%	6,010
29~20	145	98%	95%	2,818
19~15	152	97%	92%	1,856
14~10	295	95%	90%	3,080
10~5	968	93%	87%	7,357
4~3	1,095	92%	83%	6,484
2	1,270	88%	76%	5,360
1	4,032	82%	67%	12,197
総計	8,814	93%	86%	60,792

※厚労省による試算データ

▶ 薬局規模別 未導入の薬局数



3.3 周知広報の強化 1/2

- TVアニメ「薬屋のひとりごと」とのタイアップを始めとした、国民向けの周知を実施してきた。医薬品のダミコードを受け付けない、電子処方箋管理サービスの改修も受け、周知広報を強化し、国民理解を醸成を図る。
- 7月に厚生労働省の国民向け周知広報HPのリニューアルを行った他、SNS、運用開始マップのUI改善、デジタル広告、新しい漫画のリリース、自治体と連携した周知を実施。

国民向け周知

「薬屋のひとりごと」とのタイアップ※



TVアニメとタイアップしリーフレット作成や特設サイト開設
※令和7年6月までタイアップ

国民向けHP改修



厚生労働省ホームページの国民向けHPのデザインを改善

厚生労働省SNS



厚労省のSNS (XとFacebook) を通した周知

運用開始マップのUI改善



電子処方箋対応の医療機関・薬局をより検索し易く、より動作を軽快にしたマップを追加

デジタル広告



若者、仕事、旅行、災害をテーマに、年代別男女のターゲットごとに周知 (Google広告及びInstagramで広告配信)

漫画広告



漫画家に協力いただき、電子処方箋のエピソード漫画を制作し、Instagramで周知 (広告配信)

自治体との連携



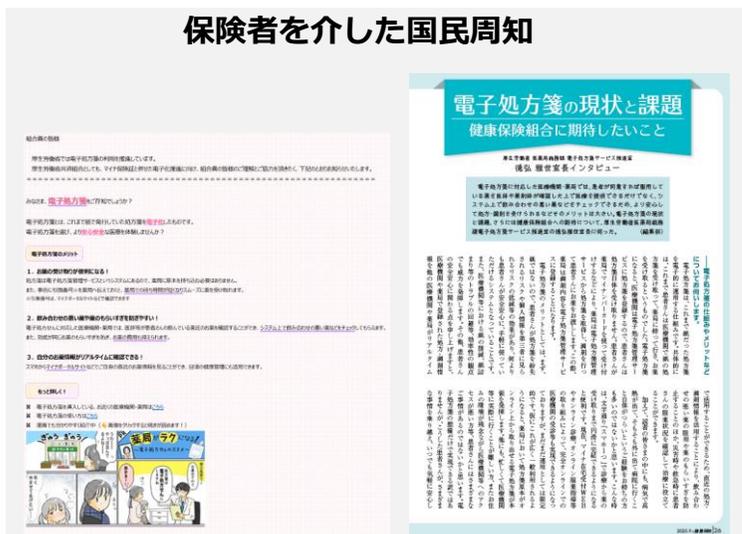
自治体の周知チャネル (都道府県の広報誌等) での周知

3.3 周知広報の強化 2/2

- 保険者を介した国民周知の他、医療機関・薬局へ設置いただくことを想定した高齢患者向けの電子処方箋に関する周知物の作成、大学生協等での電子処方箋のポスター掲示、民間サービスのアプリ内にあるバナー等で電子処方箋に関する周知に協力いただくことを予定している。
- 医療従事者に対してはこれまでも、電子処方箋システムの有効活用によって患者のリスクを防いだ事例の周知等を実施している。さらに、学会に協力いただき、臨床における電子処方箋の活用事例等の医療従事者への周知を行い、医療従事者の電子処方箋の理解醸成、普及・活用拡大に向けて取り組んでいく。

国民向け周知

保険者を介した国民周知



- 保険者を介して、メールや月刊誌等を通じて被保険者に向け電子処方箋の周知を実施している。
- また、今後もメルマガやLINE等を通じて、周知に協力いただく予定。

医療従事者への周知

学会と協力した周知広報

災害時における電子処方せんの利用について

2025/08/27 会員の皆様へお知らせ

災害時における電子処方せんの利用について

災害時に必要となる医療情報の一つとして、服薬歴等の薬物治療歴があります。災害時には、被災患者さんの災害関連死や健康被害対策の一環として薬物治療の継続が重要です。そこで、患者さん個々の情報を電子処方箋を活用することで薬物治療の継続に繋がった事例などを紹介します。医療機関などへの電子処方箋の導入が災害時の効果的な医療支援につながることを期待されます。皆様の医療機関などでの導入などの参考にしていただけますと幸いです。

【資料】電子処方箋や災害時活用に関する資料(広報用).pdf

日本災害医学会薬事委員会

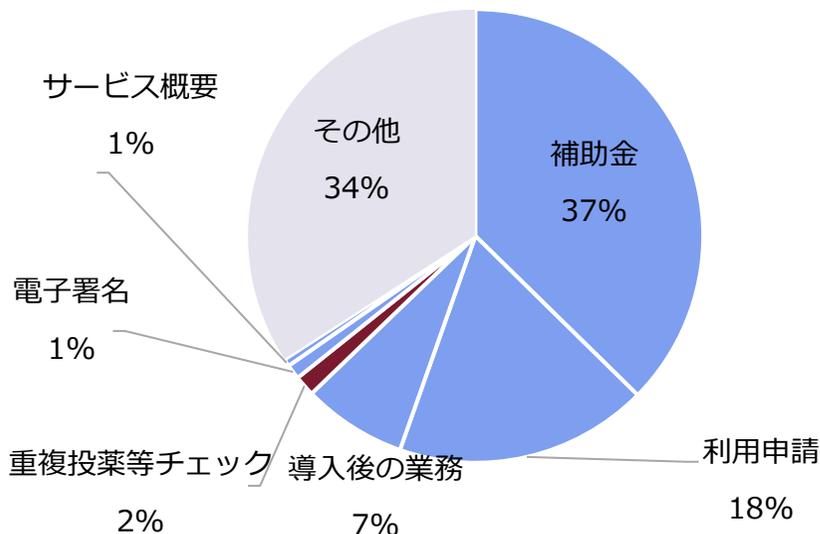
問い合わせ先：日本災害医学会薬事委員会
disaster-pharmacy-comm@adm.or.jp

- 学会HPや学術大会での資料配付などを通じて周知。
- 今後も以下の学会より、臨床における電子処方箋の活用事例等の周知に協力いただく予定。
- ▶ 協力いただいている学会
日本医療マネジメント学会、日本肝臓学会、日本災害医学会、日本災害医療薬剤師学会、日本循環器学会、日本プライマリー・ケア連合学会、日本老年医学会 等

3.4 効果検証 電子処方箋に関する問合せ状況について

- 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会において、問合せ窓口を設置しているところ、令和7年1月から令和7年9月6日までに、電子処方箋に関して約14,000件の問合せをいただいている。補助金の概要や申請方法、電子処方箋の利用開始の方法に関する問い合わせが多く全体の約6割強を占める。
- この他、重複投薬等チェックに関する問い合わせもあり、その大半が重複投薬等チェックの機能がどのようなものか、患者の同意を取得していない・できなかった場合の対応についての問い合わせであったが、重複投薬等アラートが多数出たというものが10数件あり、システムの不具合でないか確認される事例もあった。（いずれも、電子処方箋管理サービスにおけるシステムエラーではなく、重複投薬等チェックは正常に機能していた）

▶問い合わせ状況内訳



1, 補助金について	約 6,000 件
2, 利用申請について	約 3,000 件
3, 導入後の業務イメージについて	約 1,200 件
4, 重複投薬等チェックについて	約 240 件
5, 電子署名について	約 170 件
6, サービスの概要について	約 90 件
7, その他（アンケート、システム設定等）	約 3,300 件

3.4 効果検証

電子処方箋に関する問合せ：事例紹介①

- 電子処方箋に関する主な問合せとその回答については、以下のとおり。

	問い合わせ	回答内容
事例 1	利用申請について 【問合せ内容】 HPKIカードが届いたので電子処方箋管理サービスの利用申請をしたい。必要な手続きを教えてください。	医療機関等総合ポータルサイトより電子処方箋管理サービスの利用申請を行うことで、サービスを利用いただくことが可能となります。利用申請方法の詳細につきましては、以下の資料をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001204727.pdf
事例 2	導入後の業務イメージについて 【問合せ内容】 病院・診療所にて電子処方箋を導入した後の業務の流れはどのようになるか確認したい。	医療機関等向けポータルサイトにて、処方箋発行の流れを記載したクイックガイドや、より詳細な留意事項等を記載している運用マニュアルを公開しております。クリックいただくと資料がダウンロードされます。 https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=4ef5ead0c3e6ea549607f81a0501317d https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=e2066214c3e6ea549607f81a0501313a また、電子カルテや薬局システムのデモ動画も用意しています。 https://www.youtube.com/watch?v=Vec73vZzTRw https://www.youtube.com/watch?v=ml5m7SCQd8k
事例 3	疑義照会について 【問合せ内容】 医療機関に電話等で疑義照会を行った場合、指示の内容等の記録が残らないが大丈夫か。	疑義照会の内容や結果については、紙の処方箋と同様に、電子処方箋管理サービスに登録する調剤結果として記録が必要です。
事例 4	重複投薬等チェックについて 【問合せ内容】 重複投薬等チェックをしたところ、データが多数表示された。アラートも多数出ているが、システムのエラーではないか。	システムの稼働状況よりシステムエラーではないことを確認しました。重複投薬等チェックの結果は参考情報ですが、アラートの対象となった薬剤について、実際に調剤されている場合もあるため、必要に応じて医療機関であれば処方の再検討、薬局であれば処方医への疑義照会等の対応をお願いいたします。

※電子処方箋に関するよくあるご質問（FAQ）は医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載しておりますので併せてご参照ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010024

3.4 効果検証

電子処方箋に関する問合せ：事例紹介②

- 重複投薬等チェックに関して、医療機関、薬局から重複投薬アラートが多数発生のお客がいるとの問合せが複数あり、照会を受けて社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会において調査を行ったところ、以下のような事例があった。
- 他方、事例にある薬剤を含め、一部医薬品の重複投薬等チェック前と調剤結果後の薬剤数を機械的に比較した結果、マクロとしては重複投薬等チェックによる薬剤数の減少が確認された。

問い合わせ

登録されていた調剤情報 (調査時から直近100日の範囲で調査)

事例A

【対象薬剤】
マイスリー錠10mg

【問合せ内容】
「同一投与経路で成分が重複しています。」のメッセージが数十個、出ている。システム上障害は発生していないか。

【調剤情報】 ※調査時から直近100日の範囲で調査
マイスリー錠10mg 2,157錠

それぞれ異なる薬局29施設から、延べ81回調剤結果登録

事例B

【対象薬剤】
ゾルピデム酒石酸塩錠10mg

【問合せ内容】
成分重複に関する同じ警告が多数表示されているが、システム上でエラーは発生していないか。

【調剤情報】
ゾルピデム酒石酸塩錠10mg 1,430錠
マイスリー錠10mg 120錠

それぞれ異なる薬局24施設から、延べ54回調剤結果登録
問い合わせのあったゾルピデム以外にも多量の向精神薬の調剤結果が登録されていた

事例C

【対象薬剤】
エチゾラム0.5mg

【問合せ内容】
重複投薬等チェックをしたところ、データが多数表示された。アラートも多数出ているが、システムのエラーではないか。

【調剤情報】
エチゾラム錠0.5mg 3,494錠
ゾルピデム酒石酸塩錠10mg 4,108錠
マイスリー錠10mg 870錠
デパス錠0.5mg 300錠

それぞれ異なる薬局52施設から、延べ157回調剤結果登録
問い合わせのあったエチゾラム以外にも多量の向精神薬の調剤結果が登録されていた

参考資料

- ・ システムベンダーの対応状況

システムベンダーにおける開発・導入状況（病院向け） 1/2

令和7年7月末時点

- 合計約5,600のユーザー施設（病院）をもつシステムベンダーから開発状況等を確認し、現時点で概ねの事業者が電子処方箋、必要最低限の基本機能についても対応済み。

#	ベンダ名	必要最小限の基本機能	実装が望ましい機能	リモート署名 ※下欄は本人認証方式で いずれもHPKIの申請要		その他機能		
				HPKI又は スマホ	マイナンバー カード	院内処方対応	医療扶助対応	訪問診療等・オンライン診療等（在宅受付WEB）対応
1	アリスト・ジャパン株式会社	○	△	○	○	2025年1月	○	2025年9月
2	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	△	○	○	実装しない	○	実装しない
3	ウィーメックス株式会社	○	△	○	○	2025年8月	○	○
4	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	○	○	○	○	2025年10月	○	実装しない
5	システムロード株式会社	△	△	○	未定	未定	未定	未定
6	ソフトマックス株式会社	○	△	2025年2月	2025年2月	2025年12月	2025年3月	2025年3月 実装しない
7	タック株式会社	○	○	○	○	2026年度以降	○	実装しない
8	メディカルウイズ株式会社	○	○	2025年9月	2025年9月	○	実装しない	実装しない
9	株式会社SBS情報システム	○	△	○	○	未定	実装しない	実装しない
10	株式会社医療情報システム	○	○	○	○	未定	実装しない	実装しない
11	株式会社イーアイクリエイト	△	○	○	○	○	○	○
12	株式会社エーシーエス	△	△	○	○	2026年度以降	2025年10月	未定
13	株式会社エイトス	○	○	○	○	○	○	実装しない
14	株式会社エム・オー・エム・テクノロジー	○	○	○	○	未定	○	未定
15	株式会社エムビーテック	○	○	○	○	未定	未定	未定
16	株式会社シーエスアイ	○	○	○	○	2025年8月以降	○	2025年9月以降

システムベンダーにおける開発・導入状況（病院向け）2/2

令和7年7月末時点

#	ベンダ名	必要最小限の 基本機能	実装が望ましい 機能	リモート署名 ※下欄は本人認証方式で いずれもHPKIの申請要		その他機能		
				HPKI又は スマホ	マイナンバー カード	院内処方対応	医療扶助対応	訪問診療等・オン ライン診療等（在 宅受付WEB）対応
17	株式会社ソフトウェア・サービス	○	○	○	○	○	○	未定
18	株式会社ソーネット	○	○	2025年9月	2025年9月	未定	○	○
19	株式会社ナイス	○	○	○	○	未定	○	実装しない
20	株式会社パシフィックメディカル	○	○	○	○	未定	○	未定
21	株式会社ファインデックス	○	○	○	○	2025年8月	○	○
22	株式会社メディカルJSP	○	△	○	○	○	○	○ 実装しない
23	株式会社メディサージュ	○	△	○	○	未定	○	未定
24	株式会社両備システムズ	○	○	○	○	未定	○	○
25	株式会社レスコ	○	○	○	○	○	○	○ 実装しない
26	株式会社レゾナ	△	○	○	○	未定	未定	○ 未定
27	株式会社ワイズマン	○	△	○	○	2025年8月	○	○
28	亀田医療情報株式会社	○	○	○	○	未定	○	○ 実装しない
29	大新技研株式会社	△	△	2025年4月	2025年10月	2025年10月	2025年8月	実装しない
30	東亜システム株式会社	○	○	○	○	未定	○	○ 未定
31	日本アイ・ビー・エム株式会社	○	△	○	○	未定	○	実装しない
32	日本医師会ORCA管理機構	○	○	○	○	未定	○	○
33	日本電気株式会社（NEC）	○	○	○	○	2026年3月	○	○
34	富士通Japan株式会社	○	○	○	○	○	○	○

システムベンダーにおける開発・導入状況（医科診療所向け） 1/2 令和7年7月末時点

- 約67,000のユーザー施設（医科診療所）をもつシステムベンダーから開発状況等を確認し、現時点で概ねの事業者が電子処方箋、必要最低限の基本機能についても対応済み。リモート署名を含む追加機能についても年内には多くのシステムベンダーが対応する予定。

#	ベンダ名	必要最小限の基本機能	実装が望ましい機能	リモート署名 ※下欄は本人認証方式で いずれもHPKIの申請要		その他機能		
				HPKI又は スマホ	マイナンバー カード	院内処方対応	医療扶助対応	訪問診療等・オンライン 診療等（在宅受付 WEB）対応
1	CAPS株式会社	×	△	未定	未定	実装しない	実装しない	実装しない ○
2	アリスト・ジャパン株式会社	○	△	○	○	2025年1月	○	2025年9月
3	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	△	○	○	実装しない	○	実装しない
4	ウィーメックス株式会社	○	△	○	○	2025年8月	○	○
5	システムロード株式会社	△	△	○	未定	未定	未定	未定
6	セコム医療システム株式会社	△	△	○	○	○	未定	未定
7	ソフトマックス株式会社	○	△	2025年2月	2025年2月	2025年12月	2025年3月	2025年3月 実装しない
8	タック株式会社	○	○	○	○	2026年度以降	○	実装しない
9	メディカルウイズ株式会社	○	○	2025年9月	2025年9月	○	実装しない	実装しない
10	メディカルストラクチャー株式会社	○	○	○	○	○	○	○
11	株式会社DONUTS	△	△	○	2026年度以降	○	○	○
12	株式会社EMシステムズ	○	○	○	○	○	○	○
13	株式会社SBS情報システム	○	△	○	○	未定	実装しない	実装しない
14	株式会社アップルドクター	○	○	○	○	未定	○	○ 2025年6月
15	株式会社エーシーエス	△	△	○	○	2026年度以降	2025年10月	未定
16	株式会社エイトス	○	○	○	○	○	○	実装しない
17	株式会社エムビーテック	○	○	○	○	未定	未定	未定
18	株式会社シーエスアイ	○	○	○	○	2025年8月以降	○	2025年9月以降
19	株式会社ソフトウェア・サービス	○	○	○	○	○	○	未定
20	株式会社ソーネット	○	○	2025年9月	2025年9月	未定	○	○
21	株式会社ダイナミクス	○	△	未定	未定	2026年4月	○	○

システムベンダーにおける開発・導入状況（医科診療所向け） 2/2 令和7年7月末時点

#	ベンダ名	必要最小限の 基本機能	実装が望ましい 機能	リモート署名 ※下欄は本人認証方式で いずれもHPKIの申請要		その他機能		
				HPKI又は スマホ	マイナンバー カード	院内処方対応	医療扶助対応	訪問診療等・オン ライン診療等（在 宅受付WEB）対応
22	株式会社トプコンメディカルジャパン	△	△	○	2025年9月	2025年12月	未定	未定
23	株式会社ナイス	○	○	○	○	未定	○	実装しない
24	株式会社パシフィックメディカル	○	○	○	○	未定	○	未定
25	株式会社ビー・エム・エル	△	△	○	実装しない	2026年度以降	○	○
26	株式会社ファインデックス	○	○	○	○	2025年8月	○	○
27	株式会社メディカルJSP	○	△	○	○	○	○	○ 実装しない
28	株式会社メディスージュ	○	○	○	○	○	○	未定
29	株式会社メドレー	○	△	○	○	未定	○	○
30	株式会社ユヤマ	○	○	○	○	○	○	○
31	株式会社ラボテック	○	○	○	○	未定	○	未定 ○
32	株式会社両備システムズ	○	○	○	○	未定	○	○
33	株式会社レスコ	○	○	○	○	○	○	○ 実装しない
34	株式会社レゾナ	△	○	○	○	未定	未定	○ 未定
35	株式会社ワイズマン	○	△	○	○	2025年8月	○	○
36	亀田医療情報株式会社	○	○	○	○	未定	○	○ 実装しない
37	大新技研株式会社	△	△	2025年4月	2025年10月	2025年10月	2025年8月	実装しない
38	東亜システム株式会社	○	○	○	○	未定	○	○ 未定
39	日本アイ・ビー・エム株式会社	○	△	○	○	未定	○	実装しない
40	日本医師会ORCA管理機構	○	○	○	○	未定	○	○
41	富士通Japan株式会社	○	△	○	○	未定	○	○

システムベンダーにおける開発・導入状況（歯科診療所向け） 1/2 令和7年7月末時点

- 合計44,000弱のユーザー施設（歯科診療所）をもつシステムベンダーから開発状況等を確認。概ねの事業者が電子処方箋に対応済。

#	ベンダ名	必要最小限の基本機能	実装が望ましい機能	リモート署名 ※下欄は本人認証方式で いずれもHPKIの申請要		その他機能		
				HPKI又は スマホ	マイナンバー カード	院内処方対応	医療扶助対応	訪問診療等・オン ライン診療等（在 宅受付WEB）対応
1	OEC株式会社	○	○	○	○	○	○	○ 未定
2	ウィーメックスヘルスケア システムズ株式会社	△	△	○	○	未定	○	○ 未定
3	エヌディーエル株式会社	△	△	2025年7月	2025年7月	○	○	未定
4	サンシステム株式会社	○	○	○	○	未定	○	未定
5	デンタルシステムズ株式会社	△	△	2025年9月	未定	未定	○	○
6	メディア株式会社	△	○	○	未定	○	○	○ 未定
7	メディカルストラクチャー株式会社	○	○	○	○	○	○	○
8	株式会社アキラックス	○	○	○	○	2025年10月	○	○ 実装しない
9	株式会社イーアイクリエイト	△	○	○	○	○	○	○
10	株式会社エクセルシオ	○	△	実装しない	未定	2025年9月	○	○ 実装しない
11	株式会社ソフトテックス	×	×	2025年8月	未定	未定	○	○ 未定
12	株式会社デンサン	△	△	未定	未定	未定	○	○ 未定
13	株式会社ノーザ	△	△	未定	未定	○	○	未定
14	株式会社プラネット	△	×	実装しない	2025年度中	2025年4月	2025年1月	2026年度以降 未定
15	株式会社ミック	○	○	実装しない	実装しない	○	○	○ 実装しない

システムベンダーにおける開発・導入状況（歯科診療所向け） 2/2 令和7年7月末時点

#	ベンダ名	必要最小限の 基本機能	実装が望ましい 機能	リモート署名 ※下欄は本人認証方式で いずれもHPKIの申請要		その他機能		
				HPKI又は スマホ	マイナンバー カード	院内処方対応	医療扶助対応	訪問診療等・オン ライン診療等（在 宅受付WEB）対応
16	株式会社メドレー	×	×	2025年4月	未定	2025年4月	○	2025年7月以降
17	株式会社モリタ	△	○	未定	未定	未定	○	○ 実装しない
18	株式会社ヨシダデンタルシステム	△	△	2026年度以降	未定	2026年度以降	○	○ 実装しない
19	株式会社リード	△	△	未定	未定	未定	○	○ 未定
20	東京科学大学<旧東京医科歯科大学> 歯科同窓会IT委員会	○	△	○	○	○	○	2025年3月以降 実装しない
21	東和ハイシステム株式会社	△	△	未定	未定	2025年9月	○	○ 2025年7月
22	和みの工房大樹株式会社	△	○	未定	未定	未定	○	未定

システムベンダーにおける開発・導入状況（薬局向け）

令和7年7月末時点

- 合計55,000強のユーザー施設（薬局）をもつシステムベンダーから開発状況等を確認し、現時点で多くの事業者が電子処方箋に対応済。

#	ベンダ名	必要最小限の基本機能	実装が望ましい機能	リモート署名 ※下欄は本人認証方式でいずれもHPKIの申請要		その他機能				
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード	院内処方対応	医療扶助対応	訪問診療等・オンライン診療等（在宅受付WEB）対応	調剤済処方箋の保存サービス対応	薬局システム間連携
1	アイテック阪急阪神株式会社	○	○	○	○	実装しない	○	○	○	○
2	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	○	○	○	○	○	○	未定	○
3	ウィーメックス株式会社	△	△	○	○	2025年7月	○	○	未定	○
4	ノアメディカルシステム株式会社	○	○	○	○	未定	○	○	○	○
5	株式会社EMシステムズ	○	○	○	○	○	○	○	2025年12月	2025年12月
6	株式会社シグマソリューションズ	○	○	○	○	実装しない	○	○	○	○ (出力のみ)
7	株式会社ズー	○	○	未定	未定	未定	○	未定	未定	未定
8	有限会社デービーシステム	△	△	未定	未定	未定	○	未定	未定	未定
9	株式会社ネグジット総研	○	○	○	○	未定	○	○	○	2025年8月以降
10	株式会社モイネットシステム	○	○	○	○	○	○	○	2025年12月	2025年12月
11	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	○	○	○	○	未定	○	○	2025年11月	○
12	東邦薬品株式会社	○	○	○	○	未定	○	○	○	2025年8月以降
13	三菱電機デジタルイノベーション株式会社	△	○	○	○	未定	○	○	2026年度以降	未定

電子処方箋システム 基本機能について ～医療機関～

- 医療の質の向上・効率化の観点から、実線囲み部分（上段）を、**医療機関**の電子処方箋システムにおける電子処方箋の発行・運用に関する「**必要最小限の基本機能**」とする。

必要最小限の基本機能

電子処方箋の発行に関する機能

- ・ 処方箋登録（医師の電子署名※2を含む）
- ・ 処方箋参考情報取得
- ・ 処方箋取消
- ・ リフィル処方箋
- ・ 処方箋発行形態の管理※3

電子処方箋の運用に関する機能

- ・ 重複投薬等チェック
- ・ 処方箋状況及び調剤結果取得
- ・ 薬剤情報等管理
- ・ 口頭同意による情報閲覧

※1：令和6年12月末までに、厚生労働省にシステム導入状況を報告しているシステム事業者の割合

※2：電子署名の方式は「ローカル署名」あるいは「リモート署名」のいずれでも可能

※3：技術解説書では任意機能であるが、患者が選択した処方箋の発行形態を電子カルテ等に反映・管理する機能で運用上有用であり、ほとんどのシステム事業者での対応がなされていることから基本機能とする

実装されていることが望ましい機能

- ・ 処方箋変更
- ・ 重複投薬等チェック事前処理
- ・ 処方箋ID検索※4

※4：システムエラー等で電子処方箋の登録結果を受信できない場合において、電子処方箋の取消や変更を行うために必要な情報である「処方箋ID」を検索する機能

電子処方箋システム 基本機能について ～薬局～

- 医療の質の向上・効率化の観点から、実線囲み部分（上段）を、**薬局**の電子処方箋システムにおける電子処方箋の受付・運用に関する「**必要最小限の基本機能**」とする。

必要最小限の基本機能

電子処方箋の受付に関する機能

- ・ 処方箋受付（医師の署名の検証を含む）
- ・ 処方箋受付取消
- ・ 処方箋回収
- ・ リフィル処方箋

電子処方箋の運用に関する機能

- ・ 重複投薬等チェック
- ・ 薬剤情報等管理
- ・ 口頭同意による情報閲覧
- ・ 調剤結果登録（薬剤師の電子署名※²を含む）
- ・ 調剤結果取消

※1：令和6年12月末までに、厚生労働省にシステム導入状況を報告しているシステム事業者の割合

※2：電子署名の方式は「ローカル署名」あるいは「リモート署名」のいずれでも可能

実装されていることが望ましい機能

- ・ 調剤結果変更
- ・ 重複投薬等チェック事前処理
- ・ 処方箋ID／調剤結果ID検索※³

※3：システムエラー等で電子処方箋の受付結果や調剤結果登録の結果を受信できない場合において、電子処方箋の受付や調剤結果登録の取消・変更を行うために必要な情報である「処方箋ID」「調剤結果ID」を検索する機能。